

令和3年12月25日

県民の皆様に対する検査の受検要請について

本日、県内で初めてオミクロン株の市中感染と考えられる事例が発生しました。

現在、陽性者1名については感染症指定医療機関に入院されており、濃厚接触者については全員が宿泊待機施設に入所されています。また、濃厚接触者以外に何らかの接触があった方々については、幅広く検査を行っているところです。

県では、今後の感染拡大を防止するため、引き続き、変異株スクリーニング検査やゲノム解析による監視体制を強化するとともに、オミクロン株の陽性者については入院、その濃厚接触者については宿泊待機施設に入所していただくことを徹底します。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床については、オミクロン株の強い感染性等を踏まえ、オミクロン株の陽性者が1日で30人を超える状況となった場合には、病床確保計画のフェーズをその時点のフェーズ（現在はフェーズ1）から一気にフェーズ5まで引き上げ、現在確保している1,558床すべてを即応病床とするよう医療機関に協力要請することとしています。

このような事例の発生を受け、オミクロン株に関するさらなる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、感染不安を感じる無症状の県民の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、次のとおり検査を受けることを要請します。

I 県民に対する追加要請

令和3年11月30日の対策本部会議で決定した要請に加え、下記の要請を行う。

1 検査の受検（特措法第24条第9項）

ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

・区域：県内全域

・期間：令和3年12月26日（日）から令和4年1月31日（月）まで